直接国税犯則事件 21

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額(17年度)

(1)		41 T	11 2/	\ <u>//~</u>	2 1181 1- NL 2	八貝、並領	(111/2)										
						起		訴			事	1		12	牛		
	区		分		V/1-> >							有罪	に係	る人員及び	金額	区	分
					前年からの繰越未決	本 年 の 起 訴	計	有 罪	無 罪	公訴権消滅	未決	懲役刑を科 せられたも		罰	金		
												のの人員	人	- '	金 額		
				h	件	件	件	件	件	件	件	<u> </u>	内	人(社)	H 一		
申	告所	: 得	税	外	_		_	_	_	_	_			13			所得 税
					5	8	13	11	_	_	2	13		13	219, 200		
υ +-	i		1 244	外	-	-	-	-	_	-	_		内	8		ύ 4 -	i 124
法	人	•	税		27	45	72	50	_	1	21	51		53	1, 468, 700		人税
そ	の	,	他	外	-	-	-	-	-	-	-		内	1		Z- (の他
-(<u> </u>	,	TLE		X	X	3	3	_	_	_	2		2	178, 000		
	——— 合	ī	+	外	-	_	-	-	_	_	_		内	22		合	計
			'		Х	Х	88	64	_	1	23	66		68	1, 865, 900		рΙ

- 調査期間:平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間における事績を示した。 (注) 1 外書は、控訴審において一審差戻しの判決があり増加した未決件数である。
 - 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
 - 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(1)-2 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額(17年)

	/ 4	ДЕЦ	/r +	1 3/A/	X O B PPIC N	さる八貝、金	限(11十)									
						起		訴			事	<u> </u>		件		
	区		分		V / - > >								とに係る人員及 かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしゅう しゅうしゅう しゅうしゃ しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく し	び金額	区	分
					前年からの繰越未決	本 年 の 起 訴	計	有 罪	無 罪	公訴権消滅	未決	懲役刑を科せられたものの人員	罰	金		
) N	のの人員		金 額		
				外	件	件 — 件	件 — 件	件	件	件	件		人(社)	.3		
申	告原	近 得	} 税	71	4	10	1.4	11			9	10			申告列	斤得 税
					4	10	14	11	_	_	3	13	-	511, 700		
法	,	l.	税	外	_	-	_	-	_	_	_		内	2	法人	、税
124	/		706		21	44	65	35	_	_	30	36	3	984, 200		706
7		F.	/r.la	外	_	-	_	-	_	_	<u>_</u>		内	-	7 0	\ /rle
そ	0	9	他		_	3	3	2	-	-	1	X	Σ	18, 000	そ σ) 1世
			- ⊥	外	-	-	-	-	_	_	-		内	.5		- ⊥
	合		計		25	57	82	48	_	_	34	Х)	1, 513, 900	合	計

調査期間:平成17年1月1日から平成17年12月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、控訴審において一審差戻しの判決があり増加した未決件数である。
 - 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
 - 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数(17年度)

	申			得税		沒	i i	人	税				そ	T))	他	
該	当 条	項		件数	該	当 条	項		件	数	該	当	条項	;		件数	数
第	238	条	外	件 	第	159	条	外		件 - 35	ほ	脱 犯	規定	9			件 - 2
第	244	条	外	-	第	164	条	外		30	両	罰	規定	<i>y</i>			1 -
合		計	外		合		計	外		30 35	合		計	. g			1

調査期間:平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額(17年度)」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。
 - 2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。
 - 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2)-2 犯則者違反行為別件数(17年)

				得税		沒	Ė	人	税				4	-	の	他		
該	当 条	項		件数	該	当 条	項		件	数	該	当	条	項		件	数	
第	238	条	外	件 	第	159	条	外		件 - 35	ほ	脱:	犯 規	是定	外			件 - 2
第	244	条	外	-	第	164	条	外		30	両	罰	規	定	外			1
合		計	外	- 11	合		計	外		30 35	合			計	外			1 2

調査期間:平成17年1月1日から平成17年12月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額(17年)」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。
 - 2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。
 - 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

22 間接国税犯則事件

(1)	検挙及び処理状況
(1)	一使争及い処理状の

(1) 杨	平火	UNZ	理状況		_																	
					L				酒稅	1				揮発油税]		石油ガス税				
区				分	- 1:	免 酒 類 製 造		F 者 酒 類 販 売 業 者	非免許者	小計	犯則者が判明 しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方道路税	ほ脱犯	秩序犯	計		区	分
要件	前角線	F 度 処	から 理未	の済	外		件 - 0	件 - 0	牛 —	件 - 0	件 - 0	-	件 - 0	件 	件 - 0	件 - 0	件 - 0	-		前年	度 か ら 処 理 未	の済要件
処 理数					外		- 0	0	_	- 0	- 0	_	- 1	- 0	1	- 0	- 0	_	- 0	検		— 処 挙 理数
処	通	告	処	分	外		- 0	-0	- 0	- 0	- 0	- 0	- 1	- 0	_	- 0	- 0	- 0	- 0	通 芒	5 処	分処
7.5	告	収	税官		外		- 0	-0	0	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	収税	1	<u>+</u>
理	発	そ	の	他	外		- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	その		· 理
済	不	問	処	分	外		- 0	0	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	不問	見 処	分 済
件	通	知	処	分	外		- 0	0	0	- 0	0	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	0	0	0	通矢	加 処	分件
数	不	,	告	発	外		- 0	0	0	- 0	0	0	- 0	0	- 0	0	- 0	- 0	0	不	告	発 数
剱	処 公	訴	分 権 消	前滅	外		0	- 0	- 0	- 0	0	0	- 0	0	0	- 0	- 0	0	0	処 公 訴	分 権 消	前滅
本 処 理	年 ! 未	: 泽	度 作	末	外		- 0	0	Ť	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0		- 0	0			本 処 理	年! 未 ※	度作
犯	ŧ	に	係	る額	外		千円 - 0	千円 - 0	_	千円 - 0	千円 - 0	千円 - 0	千円 - 4,746	千円 - 0	_	千円 - 508	千円 - 0	-	千円 - 0	犯 , , , , ,	則に	係
通 罰 科	· 告	: 相	処 1 当	分額	外		- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0	2,600	- 0	2,600	- 0	- 0	- 0	- 0	通 罰 科	告 · 金 村	処 :

調査対象等:平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

⁽注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

	火士	-/,~	. 0 / .	<u> </u>	Viiy	<u> </u>	石 油	石	炭 税	た	ばこ	税	たばこ			蛤 売 撚	電源開発						
区					矣	}	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯		特別税	取引所税	印紙税		促進税	合計		区		5	}
	_					_	件				4人/7-95			件	件	然 和 15L		/st-					
	前	任	度か	らの縄	. #d\$	外	14	-		117	14-	1 11	1 4-	1 11	14	1 11	1 11	14-	前	年 産	: h:	, È 0	要件
	処	:	理	らの繰 未	済	ľ	0	(0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	繰	越処	理	! 未 8	新
処	1.^				举	外	_	-		-	-	-	-	-	-	-	-	_	11/			,,,	
理数	恢				至		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	検			4	建数
	通	i	生	処		外	_	-		_	_	-	_	_	_	_	-	_	通	告	,	処 5	}
処							0	(0	0	0	0	0	0	0	0	0	1				<i></i>	処処
			1 1∇ →	脱官		外	-	-		-	_	-	-	-	-	_	-	_	収。	脱官员	ŧ.		
l _	1	-					0	(0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				告 発	
理	9	伦	そ	Ø		外		-		_		-	_	_	_	_	_	-	そ	の ft	<u>h</u>	発	理
						外	0	(0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					_
済	不	:	問	処		21	_	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	不	問	,	処 彡	済
					+	外	0	(0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_				_
	通	į	知	処					0		- 0	_	- 0	- 0	_	- 0	- 0	-	通	知	2	処 彡	
件						外		`		_		_	_	_		_	_						件
	不	:	<u>/</u>	<u></u>	発) 0	0		0	0	0	0	0	0		不		告	多	ě
数						外	_	_		_		_	_	-	_	_	_		(n				数数
	処	:分	前公	訴権消	滅		0	(0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	処公	訴	分権	消源	前 数
*	存	E.	1		*	外	-			-	-	-	_	_	_	_	-	-	本		F.		<u> </u>
処 瓁	Į ,	未	済	度 件	数		0	(0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	処	理	未	済	末 件 数
							千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円					
犯 税	則		に	係	る額	外	_	-		_	_	_	_		_	_	_	_	犯殺	則	l	こ 係	、 る 額
174					_	_	0	(0	0	0	0	0	0	0	0	0	5, 254	17L				帜
通 罰 乖	注	金金	相	処 当	分額	外	-			_	_	-	_	_	_	_	_	9, 600	通罰	· 科	- 金	処 相	分 当 額
Jan 1		-14/-	, , ,	_	AS.		0	(0	0	0	0	0	0	0	0	0	2, 600	H-1	111	-16-	1H	

調査対象等:平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

⁽注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

² 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(2) 通告処分及び履行状況

(2)	~!	2 11 /	/C/J	及 い M	スコナル	7.00																		_			
						L		酉	税		揮	発 油	税	石油	ガ ガ .	ス税	石;	油石炭	・税	た	ばこ	税					
	区				分		免 酒類等 製造者	年 者 酒類販 売業者	非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	合 計		区	分	
							件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件				
	前	i 年	度	から	の	外			_			_				_		_	_	_	_			前右	F度 か	らの	
要	繰	越	処	から 理 未	済		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	繰走	ド 度 か 或 処 理	未済	要
履			d.			外	-		-			_	_	_		_	_	_	_	-	_	_	_				履
要履行件数	通	! '	告	処	分		0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	通	告 夕	心 分	件
数	Г					外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_				数
			計	Ť			0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		計		
	涌		÷ 不	: 層	行	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	涌	生 不	屋 行	
	に	J	: 3	、 履 。 告	発		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	に	告不る	告発	
屋	演		生	:	丝	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	_	-	-	:番	生	14	虚
履行	公	: 訴	1 権	計劃	滅	ľ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	公	告 訴 権	消滅	履行
等件	Г					外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				寺 件
件数	通	! ⁴	告	履	行		0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	通	告 屌	夏 行	数
	Г					外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
			Ħ	t		ľ	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		計		
*		在	В	存	#	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	*	年	庇	±
履	行	未	済	度 件	数	ľ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	層	年 行 未	済件	上 数
						1	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円				
通台	<u></u> 부]	履る	行員	田 科	金	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	通	告 履 名	- 罰 :	引 金
相	- /	12	当	罰 科	額		0	0	0	0	2600	0	2600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2600	相	告履行	á	額

調査期間:平成17年4月1日から平成18年3月31日 (注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

(3) 灌	1位にソフ及	国 区行為	別快争	<u> </u>			免			許		者														た の	計の	うち
区		分		酒類製造	<u></u>			母、もろみ襲	製造者	Ī	酒類卸売				酒類小売業	者			非免許	者			計			密輸入	酒類に係る	」 5もの
			件数	犯則数	量	税額	件数	犯則数量	税	領 件数	犯則数	:量 移	絕額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数	量	税額	件数	犯則数量	量	税額	件数	犯則数量	税額
			件	ů.	kg	千円	件	Q.	kg f	円 件	· · · · · · · · ·	kg	千円	件	Q.	kg	千円	件	u	kg	千円	件	P	kg	千円	件	Q	千円
第	54	条 	_	_	_	_	_	-	_		_	_	-	-	-	-	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_
第	55	条	_	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	5条第 1	1 項 号	-	-	_	_	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	_	_	-	-	_	-	-	-	-	_	-	_
第	" 2	号	-	_	_	_	_	-	-		_	_	_	_	-	-	_	_	_	_	_	_	-	_	-	_	_	_
第	" 3	号	_	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	_	-	_	-	-	-	-	-	-	_
第	" 4	号	_	_	_	_	-	_	-		_	-	_	_	_	-	-	_	_	_	_	-	_	-	-	-	-	_
第	" 5	号	_	-	_	-	-	-	-		-	-	_	-	-	-	_	_	-	_	-	-	-	-	-	_	-	_
第	" 6	号	_	_	_	_	_	-	-	-	_	-	_	_	_	-	_	_	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_
第	" 7	号	_	_	-	_		_	-	_	_		_	_	_	-	_	-	_	-	_	-	-	-	-	-	-	_
第	58	条	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	-	_	_	_	_	_	_	-	_	_	-	_	_
第	59	条	_	-	_	_		_	-		_	-	-	-	-	-	_	-	-	_	_		-	_	_	-	-	_
第	60	条		_	_	_	_	_	-		_	_	_	-	_	_	_	ı	_	_	_		-	-	_	_	-	_
合		計		_	_	_	_	_	-		_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_
犯則した	者が	判明	_	_	-	_		_	-	_	_	_	-	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	-	-	_	_	

調査期間:平成17年4月1日から平成18年3月31日 (注) 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

(4) 酒税以外の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方道路	税	石油ガスを	税	石 油 石 炭	税	た ば こ 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
	件		件		件		件		件
第27条第1項第1号	1	第15条第1項第1号	1	第28条第1項第1号	_	第24条第1項第1号	_	第28条第1項第1号	_
" 第2号	-	" 第2号	-	# 第2号	-	リ 第2号	_	リ 第2号	_
第 28 条 第 1 号	-	第 15 条 の 2	_	第 29 条 第 1 号	_	第 25 条 第 1 号	_	第 29 条 第 1 号	_
# 第 2 号	_			ッ 第 2 号	_	# 第 2 号	_	# 第 2 号	_
# 第 3 号	_			# 第 3 号	_	第 26 条 第 1 号	_	第 30 条 第 1 号	_
第 29 条 第 1 号	_			第 30 条 第 1 号	_	# 第 2 号	_	# 第 2 号	_
# 第 2 号	_			ッ 第 2 号	_	# 第 3 号	_	# 第 3 号	_
# 第 3 号	_			# 第 3 号	_	# 第 4 号	_	# 第 4 号	
# 第 4 号	_			# 第 4 号	-				
合 計	1	合 計	1	숨 計	_	合 計	_	合 計	_

たばこ特別を	兑	取 引 所 税		印 紙	税	航空機燃料税	電源開発促進税
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項 件数	該 当 条 項 件数
	件		件		件	件	件
第21条第1項第1号	-	第 14 条 第 1 項	_	第22条第1項第1号	-	第20条第1項第1号 -	第 13 条 第 1 項 -
# 第2号	-	第 15 条 第 1 号	_	" 第2号	_	# 第2号 -	第 14 条 第 1 号 -
第 22 条		# 第 2 号	_	第 23 条	_	第 21 条 第 1 号 -	# 第 2 号 -
				第 24 条	_	# 第 2 号 -	# 第 3 号 -
				第 25 条 第 1 号	-	# 第 3 号 -	
				# 第 2 号	-		
				# 第 3 号	-		
				# 第 4 号	-		
				第 26 条 第 1 号	-		
				# 第 2 号	-		
合 計	-	숨 計	-	슴 計	_	合 計 -	슴 計 -

調査期間:平成17年4月1日から平成18年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。